

【技能実習計画の認定取消の内容】

＜実習実施者＞

- (1) 実習実施者名：パナソニック株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 津賀 一宏
- (3) 所在地：大阪府門真市大字門真 1006 番地
- (4) 取り消した計画の認定番号 (82 件)

(いずれも平成 30 年 3 月 8 日認定分)

認 1708009729、認 1708009730、認 1708009731、認 1708009732、認 1708009733
認 1708009734、認 1708009735、認 1708009736、認 1708009737、認 1708009738
認 1708009739、認 1708009740、認 1708009741、認 1708009742、認 1708009743
認 1708009744、認 1708009745、認 1708009746、認 1708009747、認 1708009748
認 1708009749、認 1708009750、認 1708009751、認 1708009752、認 1708009753
認 1708009754、認 1708009755、認 1708009756、認 1708009757、認 1708009758
認 1708009759、認 1708009760、認 1708009761、認 1708009762、認 1708009763
認 1708009764、認 1708009765、認 1708009766、認 1708009767、認 1708009768
認 1708009769、認 1708009770、認 1708009771、認 1708009772

(いずれも平成 30 年 4 月 6 日認定分)

認 1708009634、認 1708009635、認 1708009636、認 1708009637、認 1708009638
認 1708009639、認 1708009640、認 1708009641、認 1708009642、認 1708009643
認 1708009644、認 1708009645

(いずれも平成 30 年 6 月 26 日認定分)

認 1808009455、認 1808009456、認 1808009457、認 1808009458、認 1808009459

(いずれも平成 30 年 7 月 5 日認定分)

認 1808012843、認 1808012844、認 1808012845、認 1808012846、認 1808012847
認 1808012848、認 1808012849、認 1808012850、認 1808012851、認 1808012852
認 1808012853、認 1808012854、認 1808012855、認 1808012856、認 1808012857
認 1808012858、認 1808012859、認 1808012860、認 1808012861、認 1808012862
認 1808012863

2 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき平成 31 年 1 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

3 処分理由

平成 30 年 3 月 28 日、砺波簡易裁判所より労働基準法違反により罰金 30 万円に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 8 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。